

議案第 47 号

南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から南部広域行政組合から北大東村を脱退させ、南部広域行政組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 12 月 7 日提出

南風原町長 赤嶺 正之

提案理由

令和 4 年 4 月 1 日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

## 南部広域行政組合格約の一部を改正する規約

南部広域行政組合格約（昭和 56 年沖縄県指令総第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「21人」を「20人」に改め、同条第 2 号中「、北大東村」を削る。  
別表第 1 及び別表第 2 中「、北大東村」を削る。

### 附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南部広域行政組合規約（昭和56年南部広域行政組合県指令総第154号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>（議会の組織及び議員の選挙の方法）</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>20人</u>とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>(1) 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各2人</p> <p>(2) 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村_____、中城村及び北中城村 各1人</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する市町村</p>		<p>（議会の組織及び議員の選挙の方法）</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>21人</u>とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>(1) 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各2人</p> <p>(2) 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、<u>北大東村</u>、中城村及び北中城村 各1人</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する市町村</p>	
<p>糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村_____、中城村、北中城村</p>		<p>糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、<u>北大東村</u>、中城村、北中城村</p>	
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>組合の共同処理する事務</p>		<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>組合の共同処理する事務</p>	
共同処理する事務	市町村	共同処理する事務	市町村
第3条第1号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村_____	第3条第1号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、 <u>北大東村</u>
第3条第2号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村	第3条第2号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村

第3条第3号 に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	
第3条第4号 に関する事務	ごみ処理施設（新 炉）	糸満市、豊見城市、南城市、 八重瀬町、与那原町、西原町
	糸豊環境美化セン ター	糸満市、豊見城市
	東部環境美化セン ター （南城市、八重瀬 町にあっては、可 燃ごみ焼却処理及 び付帯する事務に 限る。）	南城市、八重瀬町、与那原町、 西原町
	島尻環境美化セン ター （可燃ごみ焼却処 理及び付帯する事 務を除く。）	南城市、八重瀬町
第3条第5号 に関する事務	岡波苑	糸満市、豊見城市
	汚泥再生処理セン ター	与那原町、南風原町、西原町、 中城村、北中城村
	清澄苑	南城市、八重瀬町

第3条第3号 に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	
第3条第4号 に関する事務	ごみ処理施設（新 炉）	糸満市、豊見城市、南城市、 八重瀬町、与那原町、西原町
	糸豊環境美化セン ター	糸満市、豊見城市
	東部環境美化セン ター （南城市、八重瀬 町にあっては、可 燃ごみ焼却処理及 び付帯する事務に 限る。）	南城市、八重瀬町、与那原町、 西原町
	島尻環境美化セン ター （可燃ごみ焼却処 理及び付帯する事 務を除く。）	南城市、八重瀬町
第3条第5号 に関する事務	岡波苑	糸満市、豊見城市
	汚泥再生処理セン ター	与那原町、南風原町、西原町、 中城村、北中城村
	清澄苑	南城市、八重瀬町